

目標Ⅲ 環境に配慮した良質な緑あふれる住まい・住環境づくり

Ⅲ-1. 良質な住環境の維持するための空き家・空き部屋の発生予防

Ⅲ-1-1 ストックを活用した住み替え支援【再掲】

施策名 (13)	I-4 〔重点施策〕 (仮称) 住替え協議会設立	担当課	福祉総務課 都市計画課	新規
目的及び 取組内容	市内居住者が住替えを希望した際に、円滑に住替えができるように支援をするとともに、住宅確保要配慮者に対し行政機関として協議会に参加し、要配慮者と民間賃貸住宅との間の架け橋を担う主体組織の構築を図る。			
コメント	多摩ニュータウン再生検討の中で、次世代の循環型ニュータウンの実現を目指している。具体的には JTI のマイホーム借上げ制度のカスタマイズ化や住替えバンクの構築、賃貸団地との連動等であるが、そのために住替え協議会といった組織体を形成する必要がある。また、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者（高齢者、低所得者、障害者、被災者等）への配慮も必須であることから、居住支援協議会の機能を併せもたせることが必要となる。			
制度等	想定事業 ・普及啓発事業（住替え・居住支援） ・（仮称）住替えバンクの構築 ・相談事業（住替え・居住支援） ・居住支援事業（家主リスク軽減、居住者サービス等） ・住替え支援事業（賃貸住宅間の住替え、住替えコンシェルジュ等）			
優先順位	☆☆☆☆☆ 5※			
予算措置	有り			
備考				

Ⅲ-1-2 空き家・空き部屋等の適正管理の推進【再掲】

施策名 (27)	Ⅱ-2-3-1 〔重点施策〕 空き家実態調査の実施	担当課	防災安全課 都市計画課	新規
目的及び 取組内容	空き家対策特措法による特定空き家に関する条例制定や住替え等の支援に伴う空き家の利活用を推進していくにあたり空き家に関しての実態把握を行う。 また調査結果に基づくデータベースの構築を行い、適宜更新を可能にし、かつ利活用のための基礎情報蓄積させる。			
コメント				
制度等	空家等対策の推進に係る特別措置法（国）			
優先順位	☆☆☆☆☆ 5 ※			
予算措置	有り			
備考				

施策名 (28)	Ⅱ-2-3-2 特定空き家条例に基づく空き家対策の実施	担当課	防災安全課	既存
目的及び 取組内容	防災・防犯の観点から管理不全となっている空き家については、特定空き家条例に基づく特定空き家対策を推進する。			
コメント	特定空き家についての対応			
制度等				
優先順位	※			
予算措置	検討中			
備考				

Ⅲ-1-3 空き家等の利活用検討

施策名 34	Ⅲ-1-3-1 空き家等対策計画の検討	担当課	都市計画課	新規
目的及び 取組内容	空き家実態調査の調査結果を基に、空き家の利活用のための対策計画の策定を検討する。			
コメント				
制度等	空家等対策の推進に係る特別措置法（国）、特定空き家条例			
優先順位	※			
予算措置	無し			
備考				

Ⅲ-2. 環境負荷を低減する住まいづくり

Ⅲ-2-1 環境共生をめざした住まいづくり

施策名 35	Ⅲ-2-1-1 民間事業者への低炭素住宅誘導	担当課	都市計画課 環境政策課	継続
目的及び 取組内容	民間事業者の住宅建設時に、外壁・窓の断熱性能や冷暖房・照明・給湯の一次エネルギー消費効率が高く、省エネルギー性能を有する低炭素社会に寄与できる住宅の建設誘導を図る。			
コメント				
制度等	住宅の省エネリフォームガイドブック（東京都） 多摩市みどりと環境基本計画（関連計画 p 46）			
優先順位	☆☆☆3（前計画Ⅱ-3-①）※			
予算措置				
備考				

施策名 36	Ⅲ-2-1-2 ゼロ・エネルギー住宅に関する情報提供	担当課	環境政策課	継続
目的及び 取組内容	各種パンフレットなど情報提供により、住宅の躯体・設備の省エネルギー性能の向上、再生可能エネルギーや畜エネルギー設備の活用等によって、年間での一次エネルギー消費量が概ねゼロとなる住宅（ゼロ・エネルギー住宅）の普及を図る。			
コメント				
制度等	多摩市省エネ推進協議会 住宅の省エネリフォームガイドブック（東京都） 多摩市みどりと環境基本計画（関連計画 p 80）			
優先順位	☆☆☆3（前計画Ⅱ-3-②、④）※			
予算措置				
備考				

施策名 37	Ⅲ-2-1-3 （仮）集合住宅環境配慮型リノベーション モデル事業	担当課	環境政策課	新規
目的及び 取組内容	特定の市内集合住宅をモデルに、その物件の実情にあわせた、太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギー活用機器の導入から、照明のLED化や断熱・ペアガラス導入などの省エネリフォーム、また、電気自動車を活用したカーシェアリング導入など、環境配慮型集合住宅へのリモデルとなるメニューやその導入効果を提案する。 さらに、その内容を広く周知し、市内の既存集合住宅における環境配慮型住宅へのリモデルの推進を図る。			
コメント	提案の実施主体については、多摩循環型エネルギー協会や多摩市民環境会議を始め、マンション管理士会など、市内で活動する環境団体や住宅の専門家と協働し、専門的知見での提案を行う。具体的には市から事業の実施主体の公募をこれらの団体に行い、応募者から構成される協議会等の設置と事業の実施を検討していく。			
制度等	多摩市みどりと環境基本計画（関連計画）			
優先順位	※			
予算措置				
備考				

施策名 (16)	I-5-2-2 スマートタウンの形成	担当課	都市計画課	新規
目的及び 取組内容	団地建替えによる創出地で次世代まちづくり等を実践する。 再生可能エネルギーを利用したスマートタウン等の多様な住宅供給を公民連携の形で早期に検討していく。			
コメント	多摩ニュータウン再生方針（p20） … 公的未利用地や創出地等を活用し多様な需要に対応した住宅の供給			
制度等				
優先順位	※			
予算措置				
備考				

施策名 38	III-2-1-4 マンション環境性能表示の推進	担当課	都市計画課 環境政策課	新規
目的及び 取組内容	パンフレットやHP等からの情報発信などにより、「東京都マンション環境性能表示制度」の周知を図る。			
コメント	マンション環境性能表示は、大規模な新築又は増築マンションの販売広告に、「建物の断熱性」、「設備の省エネ性」、「太陽光発電・太陽熱」、「建物の長寿命化」、「みどり」という5つの環境性能を示すラベルの表示を義務付ける制度である。			
制度等				
優先順位	※			
予算措置				
備考				

III-2-2 資源の有効活用の推進

施策名 (20)	II-1-2-1 長期優良住宅の普及	担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	建替え需要が発生しにくく、寿命の長いスケルトン・インフィル型住宅の建設を誘導する。 長期にわたり快適に使用可能な質の高い住宅ストックの形成をめざし、「長期優良住宅制度（国）」の普及とともに、「住宅性能表示制度（国）」の更なる普及により、市民が安心して優良な住宅が取得できる環境づくりに取り組む。			
コメント	多摩市街づくり条例の事前協議において、分譲住宅についてスケルトン・インフィル型住宅の建設を誘導している。			
制度等	多摩市街づくり条例、多摩市街づくり指導基準 長期優良住宅制度（国）、住宅性能表示制度（国）			
優先順位	☆☆☆3（前計画I-4-④）※			
予算措置				
備考				

Ⅲ-3. 身近な自然と共生した住まい・住環境づくり

Ⅲ-3-1 市民協働による持続可能なみどりの構築

施策名 39	Ⅲ-3-1-1 既存支援制度の活用による持続的な育成管理	担当課	公園緑地課	既存
目的及び 取組内容	既存の公園愛護会制度やアダプト制度といった、パートナーシップ方式による各公園緑地特性を活かした市民による身近な公共空間の美化清掃を、参加の拡充方策を検討しつつ継続的に推進する。			
コメント				
制度等	公園愛護会制度、公園アダプト制度、道路アダプト制度 多摩すみどりの基本計画（関連計画 p70）			
優先順位	※			
予算措置				
備考				

施策名 40	Ⅲ-3-1-2 生垣、樹木の植栽、既存樹木の保全	担当課	公園緑地課	既存
目的及び 取組内容	みどりの保護と育成を図るため、樹林、樹木、草花、生垣等の保存植物等の指定基準を定め、その基準を満たした緑に対する保全活動等に助成を行っていく「保全植物等補助制度」を推進する。			
コメント				
制度等	保全植物等補助制度 多摩すみどりの基本計画（関連計画 p52）			
優先順位	（五次 F 1 - 1 - 2）			
予算措置				
備考				

施策名 41	Ⅲ-3-1-3 地域における緑化活動の促進	担当課	公園緑地課	既存
目的及び 取組内容	みどりの保全・育成を図るため緑化を進め、健康で快適な生活環境を確保することを目的に「みどりの保全育成事業」を実施する。			
コメント	市内に残る樹木や樹林の自然環境を保全し、生活環境の維持・向上が図れるよう、緑化を推進していく。また、花いっぱい推進事業での活動団体をはじめグリーンライブセンターでの講習会など様々な機会を通じて、花の種からの育成講座の開催など市内に花やみどりを普及推進する。			
制度等	多摩すみどりの基本計画（関連計画 p74） みどりの保全及び育成に関する条例 みどりの保全育成事業			
優先順位	※			
予算措置	有り（H27実績：支給件数 213 件）			
備考				

Ⅲ-3-2 豊かな緑がイメージされる住まい・住環境づくり

施策名 42	Ⅲ-3-2-1 緑豊かな住宅地の形成	担当課	公園緑地課	既存
目的及び 取組内容	屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地については地区計画等の活用により緑地の保全を進める。			
コメント				
制度等	多摩市みどりの基本計画（関連計画 p52）			
優先順位	（五次 F 1 - 1 - 1）			
予算措置	※			
備考				

施策名 43	Ⅲ-3-2-2 丘陵部における斜面緑地などの保全	担当課	公園緑地課	既存
目的及び 取組内容	沿道斜面地の緑の保存及び緑化を図り、みどりのある都市環境及び都市景観の保持と創出を素新するとともに、自然の保護と回復を図るために、沿道斜面地の緑を有する所有者と「みどりの協定」を結び、必要な助成を行っていく。			
コメント				
制度等	沿道斜面緑化補助制度、多摩市みどりの基本計画（関連計画 p54）			
優先順位	※			
予算措置				
備考				

施策名 44	Ⅲ-3-2-3 雨水貯留・利用施設の設置に対する助成推進	担当課	下水道課	既存
目的及び 取組内容	水の有効利用を推進し、雨水貯留・利用施設の設置に対する助成を行う。			
コメント	市民や事業者が、雨水地下浸透施設を導入する際に、適切な指導を行う。			
制度等	雨水貯留槽購入比補助制度、多摩市みどりと環境基本計画（関連計画 p 84）			
優先順位	☆☆☆3（前計画Ⅱ-3-⑥）※			
予算措置				
備考				

施策名 45	Ⅲ-3-2-4 敷地内や屋上の緑化の指導・誘導	担当課	公園緑地課	継続
目的及び 取組内容	開発等事業者による一定規模以上の集合住宅地の新設や工場・事業所等の新設にあたって、「多摩市街づくり指導基準（要綱）」により、緑化の基準を定め、助言や指導を行っていく。引き続き基準に基づく緑化の指導を行うとともに、実施効果の検証をふまえ、緑化基準の内容や手続きに関する見直しの必要性等を含め、更なる緑化を推進する。			
コメント				
制度等	多摩市街づくり条例、多摩市街づくり指導基準、多摩市みどりの基本計画（関連計画 p74）			
優先順位	☆☆2（前計画Ⅱ-3-⑤）※			
予算措置				
備考				

Ⅲ-3-3 みどりと都市が調和した街なみの保全

施策名 46	Ⅲ-3-3-1 街なみに配慮した建物等の建設	担当課	都市計画課	既存
目的及び 取組内容	主要な幹線道路沿道については、「多摩市の都市軸」として位置づけ、連続した豊かなみどりの形成や周辺と調和した街並の形成を促進するなど、都市軸としての景観形成に努める。			
コメント	幹線道路沿道の景観形成			
制度等	多摩市都市計画マスタープラン（上位計画 p 61）			
優先順位	※			
予算措置				
備考				

施策名 47	Ⅲ-3-3-2 街なみの保全や育成等に関する制度等の活用	担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	多摩ニュータウンなど計画的に面的整備事業がすすめられた地区では、良好な住宅ストックの更新に合わせ、ゆとりとうるおいを備えた特色ある地域景観の形成について東京都の条例等を活用し、市民主体の景観づくりの取り組みを推進する。			
コメント	特色ある地域景観の形成			
制度等	多摩市街づくり条例、多摩市街づくり指導基準 多摩市都市計画マスタープラン（上位計画 p 62）			
優先順位				
予算措置				
備考				